

第1章 2017年12月27日公布の政府令をフォロー フェア・ディスクロージャー・ルール の全体像

FDルールの導入

2017年5月17日に、金融商品取引法(以下、「金商法」という)の一部を改正する法律(以下、「2017年改正金商法」という)が成立し、2018年4月1日より、個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保し、すべての投資家が安心して取引できるようにするため、上場会社による公平かつ適時な情報開示に係るルール(フェア・ディスクロージャー・ルール、以下、「FDルール」という)が新たに導入される。2017年12月27日には、金融商品取引法施行令(以下、「施行令」という)等の一部を改正する政令および金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令(以下、「重要情報公表府令」とい

う)が公布され、また、これに伴い、パブリックコメント回答(以下、「パブコメ回答」という)が公表されたこととで、FDルールの詳細が明らかになった。

本稿では、2018年4月1日に導入が迫るFDルールについて、明らかになった施行令および重要情報公表府令ならびにパブコメ回答の内容を踏まえ、解説する⁽¹⁾。

(1) なお、2017年10月24日に、「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)」(以下、「FDルールガイドライン案」という)も公表されている。本稿脱稿時点において、パブリックコメントを踏まえた最終版は公表されていないが、本稿では必要な限りでFDルールガイドライン案にも言及する。

FDルールの内容

(1) 概要

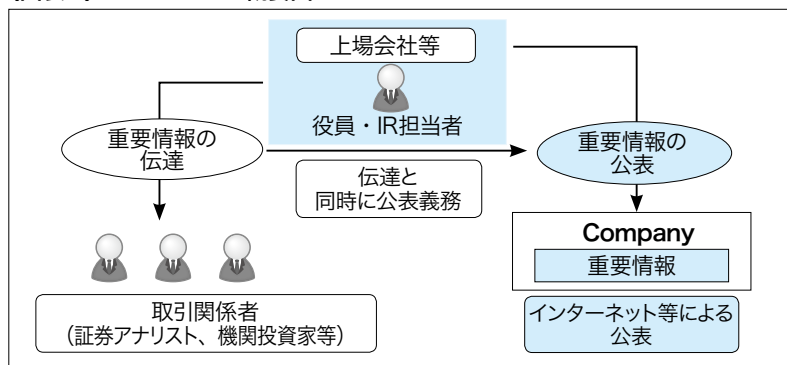
2017年改正金商法において、FDルールについて定める「第二章

の六 重要情報の公表」が新設された。FDルールは、2016年12月7日付「金融審議会 市場ワーキング・グループフェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告」(以下、「タスクフォース報告」という)を受けて、上場会社等による公平かつ適時な情報開示を確保するために導入されるまったく新たな開

(図表1) FDルールの要件・効果

要件/効果	概要
① 情報提供者	上場会社等、上場投資法人等の資産運用会社またはこれらの役員等が、
② 情報受領者	取引関係者に、
③ 対象となる情報	重要情報を、
④ 行為	その業務に関して、伝達する場合には、
⑤ 義務	当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない

(図表2) FDルールの概要図



示の制度であり、その概要は図表1、図表2のとおりである。

(2) 上場会社等・上場投資法人等の資産運用会社・役員等
(図表1① 情報提供者)

FDルールの対象となる情報提供者として規定されているのは、図表3の者である(金商法27の36①)。「役員等」のうち、代理人または用人その他の従業者については、取